



議会だより

No. 181
平成25年5月

第1回 定例会

平成25年度予算を可決 総額160億8,520万円 ＝平成25年度予算審査特別委員会で審査＝

平成25年第1回定例会は、3月6日に招集され、会期を22日までの17日間と決め開催されました。

平成25年度の町政執行について町長の施政方針、教育長の教育行政方針を述べた後、平成25年度一般会計及び各特別会計、水道事業会計の予算をはじめ、平成24年度各会計補正予算、条例の制定、改正など議案28件、承認1件、報告1件を審議し原案どおり可決されました。

特に平成25年度各会計予算は、予算審査特別委員会に付託し、各担当課長の出席を求めて7日間審査を行い審議しました。

一般質問では3人の議員が質問に立ち、町政に対する理事者の考えを質したほか、各常任委員会の所管事務調査報告、七飯町議会災害対策に関する調査特別委員会、新幹線等建設促進に関する調査特別委員会の最終報告、任期満了に伴う常任委員の選任、北海道新幹線等を活用したまちづくりに関する調査特別委員会、七飯町議会防災・災害対策に関する調査特別委員会、七飯町学校給食事業に関する調査特別委員会の設置や議員提出議案として中宮安一町長に対する問責決議、国や関係機関への意見書1件を審議し原案どおり可決しました。

委員会・特別委員会の構成状況

平成25年4月1日現在

	小松義光	神崎和枝	牧野喜代志	坂田邦彦	木下敏	佐野史人	林秀樹	青山金助	坂本繁	上野武彦	中島勝也	平松俊一	長谷川生人	中川友規	日下部雅一	畑中静一	横田有一	
議 会 運 営 委 員 会			○		長			副	○			○	○	○				☆
総 務 財 政 常 任 委 員 会				○		○		○	副			長					○	
民 生 文 教 常 任 委 員 会		○	長		○		○							副	○			
経 済 産 業 常 任 委 員 会	○									副	○		長		○			○
七飯町議会の改革に関する調査特別委員会	○	○	○	○	○	○	長	○	○	副	○	○	○	○	○	○	○	☆
七飯町における公募事業に関する調査特別委員会	○	○		長		○			○	○	○	○	○	副	○	○		☆
北海道新幹線等を活用したまちづくりに関する調査特別委員会	○	○	○	長	○					○		○			副	○		☆
七飯町議会防災・災害対策に関する調査特別委員会	○					○	○	○	副		○		長	○	○			☆
七飯町学校給食事業に関する調査特別委員会	○	○	○	○	長	○	○	○	○	○	○	○	○	副	○	○		☆

※「長」は委員長、「副」は副委員長、「○」は委員、「☆」はオブザーバーです。

減
の
ま
ち
づ
く
り

主な内容

- 審議して決まったこと…………… P.24
- 表彰（議員27年以上）…………… P.25
- 監査報告（例月検査）…………… P.25
- 一般質問…………… P.26

- 議案審査の結果報告…………… P.27
- 常任委員会活動報告…………… P.30
- 特別委員会報告…………… P.34
- 議員出席状況…………… P.41

審議結果

区 分	結果	番 号	議 件 名 等	継続審査・調査・その他
議 案	条例改正	○ 平成24年議案第79号	七飯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	民生文教常任委員会報告
		○ 平成24年議案第80号	七飯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	民生文教常任委員会報告
		○ 平成24年議案第81号	七飯町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について	民生文教常任委員会報告
		○ 議案第 8 号	障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
		○ 議案第 9 号	七飯町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	
	条例改正	○ 議案第10号	七飯町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について	平成25年度予算審査 特別委員会報告
		○ 議案第11号	七飯町国民健康保険税条例の一部改正について	
		○ 議案第12号	七飯町学童保育クラブ条例の一部改正について	平成25年度予算審査 特別委員会報告
		○ 議案第13号	七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正について	
		○ 議案第14号	七飯町道路占用条例の一部改正について	
		○ 議案第15号	七飯町営住宅の設置条例の一部改正について	
		○ 議案第16号	七飯町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部改正について	
	予 算	○ 議案第 1 号	平成25年度七飯町一般会計予算	平成25年度予算審査 特別委員会報告
		○ 議案第 2 号	平成25年度七飯町国民健康保険特別会計予算	
		○ 議案第 3 号	平成25年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算	
		○ 議案第 4 号	平成25年度七飯町介護保険特別会計予算	
		○ 議案第 5 号	平成25年度七飯町下水道事業特別会計予算	
		○ 議案第 6 号	平成25年度七飯町土地造成事業特別会計予算	
		○ 議案第 7 号	平成25年度七飯町水道事業会計予算	
	補正予算	○ 議案第17号	平成24年度七飯町一般会計補正予算（第14号）	
		○ 議案第18号	平成24年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	
		○ 議案第19号	平成24年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
		○ 議案第20号	平成24年度七飯町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	
		○ 議案第21号	平成24年度七飯町土地造成事業特別会計補正予算（第1号）	
○ 議案第22号		平成24年度七飯町水道事業会計補正予算（第4号）		
○ 議案第25号		平成24年度七飯町一般会計補正予算（第15号）		
そ の 他	○ 承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて		
	○ 議案第23号	町道路線の認定について		
	○ 議案第24号	町道路線の変更認定について		
報 告	報告済	報告第 1 号	平成25年度一般財団法人大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について	
発 議 案	意 見 書	○ 発議案第 4 号	平成25年度地方財政対策に関する意見書	
	そ の 他	○ 発議案第 1 号	特別委員会設置に関する決議	
		○ 発議案第 2 号	特別委員会設置に関する決議	
		○ 発議案第 3 号	特別委員会設置に関する決議	
		○ 発議案第 5 号	中宮安一町長に対する問責決議	
そ の 他	報告済		各常任委員会報告	
	報告済		各特別委員会報告	
	報告済		出納検査報告	
	承 認		閉会中の委員会活動の承認について	

○=全員一致で可決 ○=賛成多数で可決 ●=賛成少数で可決 ×=賛成なしで否決

増やせ！資源！

審議して決まったこと

条例の制定

◆七飯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

地域主権改革一括法に基づく地方への権限移譲による条例制定。

平成25年4月1日施行

◆七飯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

地域主権改革一括法に基づく地方への権限移譲による条例制定。

平成25年4月1日施行

◆七飯町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定

地域主権改革一括法に基づく地方への権限移譲による条例制定。

平成25年4月1日施行

◆障害者自立支援法の一部

改正に伴う関係条例の整理に関する条例

「障害者自立支援法」の法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められたことに伴い、関係条例を改正するための条例制定。

平成25年4月1日施行

◆七飯町新型インフルエンザ等対策本部条例

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う条例制定。

平成25年4月1日施行

条例一部改正

◆七飯町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例

太陽光発電システム設置補助金の創設に伴い、町税等の滞納者を助成対象外とするための改正。

平成25年4月1日施行

◆七飯町国民健康保険条例

国民健康保険税額の限度額の引き上げに伴う改正。

平成25年4月1日施行

◆七飯町学童保育クラブ条例
峠下地区に新たに学童保育クラブを設置するための改正。

平成25年4月1日施行

◆七飯町介護保険料率の特例に関する条例

介護保険料等の低所得者の負担軽減の特例を改正。

平成25年4月1日施行

◆七飯町道路占用条例

道路法施行令の一部改正により条項にずれが生じたことによる改正。

平成25年4月1日施行

◆七飯町営住宅の設置条例

緑町団地の解体に伴う改正。

平成25年4月1日施行

◆七飯町下水道事業受益者分担金に関する条例

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の改正により、国営企業形態が廃止されたことに伴う改正。

平成25年4月1日施行

平成25年度予算

平成25年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計予算は「平成25年度予算審査特別委員会」に審議を付託し、その審査結果の報

告書が定例会最終日に提出され、一般会計は賛成多数で可決し、特別会計及び水道事業会計は全員一致で可決した。

補正予算

◆平成24年度七飯町一般会計(第14号)

地域介護福祉空間整備等施設整備補助金、藤城小学校教員住宅建築工事等、歳入歳出それぞれ9千383万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億1千万円とした。

◆平成24年度七飯町国民健康保険特別会計(第4号)

療養給付費等、歳入歳出それぞれ6千476万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億4千614万6千円とした。

◆平成24年度七飯町介護保険特別会計(第3号)

保険事業勘定の地域密着型介護サービス給付費等、歳入歳出それぞれ2千425万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億1千658万1千円とした。

◆平成24年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ1千76

万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億4千200万円とした。

◆平成24年度七飯町土地造成事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ1千330万円を減額し、歳入歳出予算の総額を70万円とした。

◆平成24年度七飯町水道事業会計補正予算(第4号)

収益的収入を1千500万円追加し4億2千250万円に、収益的支出を1千544万3千円減額し4億550万円に、また、資本的収入を394万3千円減額し6千467万9千円に、資本的支出を49万9千円減額し2億1千480万7千円とした。

◆平成24年度七飯町一般会計(第15号)

七飯町大沼地域活性化及び定住促進事業補助金、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億1千800万円とした。

報告

◆平成25年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算

その他

◆専決処分の承認
(平成24年度七飯町一般会計補正予算(第13号))
大沼小学校屋内体育館に暖房器具を増設するための工事請負費、歳入歳出それぞれ341万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億1千616万4千円とした。

◆町道路線の認定
帰属及び町道昇格等により4路線の認定。

◆町道路線の変更認定
宅地造成の際に道路整備を行い、行き止まり道路の解消を図るとともに、帰属を受けたことにより1路線を変更認定。

発議案

◆議員提出議案として意見書1件、決議3件が提出され、いずれも可決されませんでした

意見書

◎平成25年度地方財政対策に関する意見書

減額を促す！

【特別委員会設置の決議】

▽名称

北海道新幹線等を活用したまちづくりに関する調査特別委員会

▽設置の目的

北海道新幹線の開業が平成27年度を予定していることから、観光振興、企業誘致、定住促進等新幹線を活用したまちづくりに関する調査が必要のため。

▽構成人員

9名

▽活動期間

調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

▽名称

七飯町議会防災・災害対策に関する調査特別委員会

▽設置の目的

七飯町においてもゲリラ豪雨や爆弾低気圧等の発生により災害が生じていることから、議会においても速やかな被害状況の把握と防災・災害対策等のまちづくりに関する調査が必要のため。

▽構成人員

9名

▽活動期間

調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

▽名称

七飯町学校給食事業に関する調査特別委員会

▽設置の目的

七飯町学校給食事業の現状と課題を検証し、今後の学校給食事業のあり方につ

いて調査が必要のため

▽構成人員

議長を除く16名

▽活動期間

調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

委員会構成が変わりました

【総務財政常任委員会】

委員長 平松 俊一

副委員長 坂本 繁

委員 坂田 邦彦

委員 佐野 史人

委員 青山 金助

委員 畑中 静一

【民生文教常任委員会】

委員長 牧野 喜代志

副委員長 中川 友規

委員 神崎 和枝

委員 木下 敏

委員 林 秀樹

委員 日下部 雅一

【経済産業常任委員会】

委員長 長谷川 生人

副委員長 上野 武彦

委員 小松 義光

委員 中島 勝也

委員 日下部 雅一

委員 横田 有一

中宮安一町長に

対する問責決議

全文を掲載

町長は、平成18年4月に初当選をしてから、2期7年間施政方針のなかで「住みたいまち・住み続けたいまち」七飯町の実現には町民の力を引き出し、協働のまちづくりを進めていかなければなりませんので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。と町政に臨む基本姿勢として町民へも協力を求めてきた7年間である。

また、平成25年度予算審査特別委員会のなかで廃棄物収集委託業務の総括質疑答弁に到るまでも、工区減の方針が二転三転して、最終的に平成25年10月1日より5工区で行うこととするなど、行政事務の改善が見られない。

しかしながら、2期目の折り返しである平成23年度下期から委託業務の虚偽報告や改築工事後の大規模補修工事等の事案を処理し、責任をとる形で減俸処分を自ら課してきたにも拘らず、平成24年議案79号の七飯町指定地域蜜着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定では、修正案の提出が二転三転した事や要綱整備に未着手など、条例提案以前の事務手続きに問題がある。

このことが、町長と議会それぞれの特性を活かし政策議論を通じた協働の町政運営になっていないことを町長は理解しているのか甚だ疑問である。

このような最高責任者としての指導力不足や特別職と管理職との関係不足は、今後の町政運営に大きなマイナスとなり、議会と行政が一つになって豊かな七飯町を実現していくことにはならない。

よって、中宮安一町長に猛省を促すとともに、その責任を問うものである。

以上、議決する。

監査報告

例月出納検査

一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の出納状況を次のとおり検査した。

平成24年11月分を
12月25日、26日、27日

平成24年12月分を
1月29日、30日、31日

平成25年1月分を
2月26日、27日、28日

検査結果
特に指摘すべき事項なし。

監査委員
林 永田 英利
秀樹

表彰

町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与し、その功績が認められ、次の方が表彰されました。

※全国町村議会議長会表彰
【議員27年以上】

牧野 喜代志 議員

議会事務局からのお願い

議長あての文書は直接議会事務局へ送付して下さい。

議会議長あての文書や案内状は、日程の調整をする必要がありますので直接議会事務局にお送り下さい。

◆送り先 七飯町本町6丁目1番1号
七飯町議会議長 あて
◆電話 65-5947 (直通)

Q 大中山小改築時に町民プールの設置について

A 地域住民の方々の検討を前提に考える

平松 俊一 議員

町内に点在する公共施設は、各課で維持管理をしていくところであるが、今後の維持計画と工程、更に具体的方針について伺いたい。

①大中山小学校建替え時に町民プールの併設について
②消防庁舎建替え時に防災対策室の設置について
③耐用年数より早く建替え更新する理由について
④各施設の建設年度、耐用年数等の公表について
⑤施設の更新や改修時に多目的や統合を前提にした協議について
⑥点検管理を専門業者へ委託する考えについて

空きスペースの有効利用が提案されれば検討していきます。
④建替え計画等の際には、計画策定したものは公表を行っていますが、それ以外の施設については公表しておりません。
⑤目的や種類によるが、多目的あるいは、統合等を含めて、各課と十分な協議を行いより良い施設づくりに努める。
⑥現在、施設管理は担当各課で行っており、専門知識が必要とされる場合は、建築担当技師が助言をされており、現在の管理方法に問題はないと考えている。

【教育長】
①建設計画を立案する際に地域開放型を前提に、地域の方々のご意見を十分に聞いたうえで判断したい。

【総務課長】
②災害対策時に中心施設となるのは役場庁舎であるが、消防庁舎改築時には、その機能を代行できるように考慮している。

【都市住宅課長】
③施設の建替え更新は、建物の老朽度、利用状況や経済性を踏まえ判断しております。

【水道課長】
大沼浄化センター施設の稼働率は半分程度で、森町地区の下水処理を担うことは可能であるし、排出されている活性汚泥や施設内の

Q 山間地における土地の不法使用問題について

A 調査をし、適切に対処したい

上野 武彦 議員

七飯町字大川781番地の山で、土地を借用している団体、函館クレー射撃協会が土地の利用に関して、次のような問題をおこしてトラブルになっている。

(1)同団体は、地主が54年前に植樹した落葉樹を140本以上も無断で伐採し、敷地内に重機で穴を掘り、埋めようとしているところを貸主に発見されている。
(2)掘った穴には、農業用ビニールや資材、伝票など様々なゴミが不法投棄されていた。
また、現場に設置された焼却炉で使用済み葉莖や廃油、椅子、テーブル、伝票などが焼却処分されていた。

【環境生活課長】
この件について、町は把握しておりませんでした。函館クレー射撃協会に事実確認をしたところ内容についてはほぼ事実であるとの回答を得ております。
樹木の伐採の問題については現在土地の所有者が裁判を起しており係争中の事です。
廃棄物や焼却の件については、北海道と警察に確認をしたところ、昨年7月北海道と警察が立ち入り調査をし、函館クレー射撃協会に改善指導を行った結果、速やかに撤去、処理されたため事務処理は終了済みであると回答を得ております。
射撃場の土地に隣接して

【町長】
17年間も、こうした事を把握していなかったことについて、管理という部分で謝らなければならぬ問題と思う。
役員名簿の提出を求められた件については、町との関係がはっきりした時点では、射撃協会の方に役員名簿の提出を求めることが出来るかと考えている。

【環境生活課長】
他に「地域活性化や高齢者の見守りにつながる支援策の策定、推進について」と「高齢者による児童生徒の見守り支援について」を質問している。

その他、「国民健康保険特別会計の運用上における低所得者救済対策について」、「保育料減免の実施について」質問している。

大沼地区活性化ビジョンやパイオタウン構想を持っているが、浄化センター空きスペースは2千700平方メートル程度で、パイオマスタウン事業には、敷地面積が足りない。
また、当町は現段階で生ごみ処理を決定しておらず、時間を頂いて研究・検討を行いたい。

減額補助金

Q 農業振興とまちづくりについて

A さらなる地域活性化を図る

神崎和枝 議員

七飯町の基幹産業である農業は、豊かな水資源と農業者が守り育てたクリーンで安全・安心な農畜産物を生産・供給しており、地域の食糧基地の一翼と地域経済を支える役割を担っている。

町として、この重要な農業を守り、活かし、活力ある農業振興とまちづくりを推進するにあたり、次の点について伺いたい。

(1) 農業資源を活用した多様な町民農園の提供について
(2) 七飯町の遊休農地、耕作放棄地の過去5年の推移は
(3) 遊休農地を活用した家庭菜園、農業体験、農作業を通じた教育と食育、福祉の活用、医療上の効果も認められる園芸療法、余暇等を利用した滞在型農園などは、定住促進の足がかりとなる。現代の社会背景は、高齢ストレス社会と言われる、土いじりは、ストレスなどの改善、心身の活動性の向上やストレスの解消に寄与することから、町民農園を開設する考えはないか

(2) 「農のある暮らし」のため、優良田園住宅の推進と生活環境の変化に合わせた住環境の応援について
(3) 農産物加工場の整備について

(1) 地域で生産された農畜産物の安定生産、高付加価値化を図り、6次産業促進、地域農産物、特産品の開発研究、地産地消と地域の交流の場として積極的に進める考えはないか

(2) 七飯町が誇れる基幹産業を活用する「農業、商工、官民」が連携し、総力を結集、地域の生産品の直売所、地産地消と観光名所を合わせ持つ複合施設の整備の進捗状況は

【農林水産課長】

(1) 平成20年から22年度は68.2％、24年度が85.3％となっている。

(2) 規模拡大のための施策を展開し遊休農地の解消に努めてまいりたい。国において、民間レベルでの市民農園の設置に助成制度を設けている。相談があれば農業委員会と連携を図り支援

してまいりたいと考えている。
【都市住宅課長】
(2) 現在のところニーズは熟成されていないと考えている。既存の空き家・空き地バンクの活用や民間活力を生かしたい。今後新幹線や企業進出などの状況を見ながら、このような制度の活用を考えてまいりたい。

【町長】

(3) (1) 地域産品の安定生産や6次産業推進に向け、七飯町物産振興協議会の設立準備を進めている。地場産品や加工品を各種イベントに今まで以上発信さらなる地域活性化を図る。

農業生産者や食品加工業者、行政で連携していく。総力あげて町づくりをしてまいりたい。

(3) (2) 町民に支持される、地場産品を販売できる観光名所や特産品を多くの方にPRできる複合施設の整備は、民間企業との連携も含め検討を加速させる。

議案審査の結果報告

平成24年12月13日第4回定例会において当委員会に付託された事件について審査した結果を、下記のとおり報告する。

民生文教常任委員会

1. 事件名

平成24年議案第79号 七飯町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

2. 審査の経過

平成24年12月25日、平成25年1月28日、2月6日、2月12日、2月25日、2月27日、3月4日の7日間、委員会を開催し、町長、副町長、福祉課長の出席を求め審査を行なった。

3. 決定及び理由

(1) 決定 修正可決

(2) 修正内容

第3条に次の1項を加える。

第82条第11項中「省令第63条第11項の規定により別に厚生労働大臣」を「別に町長」に改め、同条第12項中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第83条第3項中「省令第64条第3項の規定により別に厚生労働大臣」を「別に町長」に改める。

第84条中「省令第65条の規定により別に厚生労働大臣」を「別に町長」に改める。

第90条第4項中「省令第71条第4項の規定により別に厚生労働大臣」を「別に町長」に改める。

第152条第1項中第9号を第10号とし、第1号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。
「(1) 入所定員は、29人以下とする。」

(3) 理由

当委員会に付託された七飯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「条例」という。)は、これまで指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

に關しては、介護保険法

(平成9年法律第123号。以

下「法」という。)第78条

の4の規定に基づき、市町

村は指定地域密着型サー

ビスの事業の人員、設備及び

運営に關する基準(平成18

年厚生労働省令第34号。以

下「省令」という。)で定

める基準に基づき整備を進

めていたものを、第2次地

域主権一括法の施行に伴

い、省令を参酌して当該市

町村の条例で定めることと

なつたため制定しようとする

ものである。

法は、加齢に伴つて生ず

る心身の変化に起因する疾

病等により要介護状態とな

り、入浴、排せつ、食事等

の介護、機能訓練等並びに

看護及び療養上の管理その

他の医療を要する者等につ

いて、これらの者が尊厳を

保持し、その有する能力に

応じ自立した日常生活を営

むことができるよう、必要

な保健医療サービス及び福

祉サービスに係る給付を行

うため、国民の共同連帯の

理念に基づき介護保険制度

ることを目的としている。

法第78条の4は指定地域

密着型サービスの事業の基

準について規定しており、

第1項では厚生労働省令で

従事する従業者数を、第2

項では厚生労働大臣で指定

地域密着型サービスの事業

の設備及び運営に關する基

準を定めていたものを、市

町村の条例で定めることと

改正されている。

条例は、202条で章立ての

構成となつており、第1章

は総則、第2章から第9章

までは地域密着型サービス

ごとの基準を規定してお

り、その概要は次のとおり

である。

第1章 総則(第1条―第

3条)

第2章 定期巡回・随時対

応型訪問介護看護(第4条

―第44条)

第3章 夜間対応型訪問介

護(第45条―第59条)

第4章 認知症対応型通所

介護(第60条―第80条)

第8章 地域密着型介護老

人福祉施設入所者生活介護

(第150条―第189条)

第9章 複合型サービス

(第190条―第202条)

第2章から第9章まで

は、それぞれ基本方針(等)、

人員に關する基準、設備に

關する基準、運営に關する

基準が規定しており、その

他に第2章の定期巡回・随

時対応型訪問介護看護で

は、連携型指定定期巡回・

随時対応型訪問介護看護の

人員及び運営に關する基準

の特例、第8章の地域密着

型介護老人福祉施設入所者

生活介護では、ユニット型

指定地域密着型介護老人福

祉施設の基本方針並びに設

備及び運営に關する基準を

規定している。

修正内容の1点目は、条

例の本文に「厚生労働大臣

が定める研修」と「町長が

定める研修」があるが、い

ずれも厚生労働大臣が省令

で定める研修であることか

2第4項第1号において規

定している指定地域密着型

サービス事業者の指定を本

条例第3条の指定地域密着

型サービス事業の一般原則

に、指定地域密着型介護老

人福祉施設の設備に關する

基準の第152条に入所定員を

追加することによつて、条

例が煩雑化とならないこと

から、追加しようとするも

のである。

本条例の審査では、問題

となつている小規模多機能

型居宅介護等の設置基準を

「住宅地又は住宅地と同程

度を利用者の家族や地域住

民との交流の機会が確保さ

れる地域でなければならな

い。」と国の基準を参酌し

て規定しているが、具体的

な立地条件については難し

いと町側が答弁したことこ

より、委員からは、一度選

定した事業所を取り消した

事実もあり、具体的な立地

条件を示さないのは誠に遺

憾であり、整合性が取れな

等を制定したいとの考えを

ようやく示している。

また、委員から条例を慎

重審査するため、施行期日

が平成25年4月1日以降に

なつた場合の影響について

質疑があり、渡島総合振興

局から厚生労働省に確認済

み事項として、平成25年4

月1日まで市町村が制定す

る責務があり、期限まで制

定できないということとは想

定していないとともに市町

村において議会議論等に所

要の時間を要することから

1年間の経過措置を設けて

おり、当該期間内に制定す

るよう努めていただきたい

との回答を得ている。

以上のことを留意のう

え、条例の内容を審査したと

ころ、指定地域密着型サー

ビスの事業の人員、設備及び

運営に關する基準は省令で

定める基準を参酌したもの

であり、修正内容も条例全

体の整合性を図るため及び

本条例に追加することによ

決定した。

なお、採決において反対

した委員からは、第2次地

域主権一括法の施行により

介護保険法の一部改正が平

成24年4月1日から施行さ

れ、1年間の経過措置が設

けられており、小規模多機

能型居宅介護施設の取り消

しを例にとつても、本条例

を提案する時点でも適切な運

用を図るためにも要綱等の

整備は不可欠であることか

ら、本条例の提案に向けて

の事務は怠慢に値すること

を踏まえ、容認できないと

の意見があつた。

また、委員からは、条例

の審査中に申し出のあつた

修正箇所を変更したことや

他の委員会での発言に食い

違ひが生じたことにより、

審査に混乱を招いたことは

誠に遺憾であるとの意見が

多数を占めるとともに、条

例提案及び委員会に資料を

提出する前にきちんと条例

の精査を行うべきであるこ

減らすのべつり

1. 事件名

平成24年議案第80号 七飯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の方法に関する条例の制定について

2. 審査の経過

平成24年12月25日、平成25年1月28日、2月6日、2月12日、2月25日、2月27日、3月4日の7日間、委員会を開催し、町長、副町長、福祉課長の出席を求め審査を行なった。

3. 決定及び理由

(1) 決定 修正可決

(2) 修正内容

第3条に次の1項を加える。

「3 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。」

(3) 理由

当委員会に付託された七飯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地

域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）は、これまで指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関しては、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の14の規定に基づき、市町村は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）で定める基準に基づき整備を進めていたものを、第2次地域主権一括法の施行に伴い、省令を参照して当該市町村の条例で定めることとなったため制定しようとするものである。

法は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練等並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としている。

法第115条の14は指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準について規定しており、第1項では厚生労働省令で従事する従業者数を、第2項では厚生労働大臣で指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定め、第3条の指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則に追加することによって、条例が煩雑化とならないことから、追加しようとするものである。

この条例の制定に伴う影響については、事業を実施している事業所は、もともと省令の基準に基づいて事業を実施しており影響がないとしている。

3条

第2章 介護予防認知症対応型通所介護（第4条―第42条）

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護（第43条―第69条）

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護（第70条―第90条）

第2章から第4章までは、それぞれ基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を規定している

修正内容は、別の条例で定めることも検討していた法第115条の12第2項第1号において規定している指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を本条例第3条の指定地域密着型介護予防サービス事業の一般原則に追加することによって、条例が煩雑化とならないことから、追加しようとするものである。

この条例の制定に伴う影響については、事業を実施している事業所は、もともと省令の基準に基づいて事業を実施しており影響がないとしている。

3条

第2章 介護予防認知症対応型通所介護（第4条―第42条）

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護（第43条―第69条）

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護（第70条―第90条）

第2章から第4章までは、それぞれ基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を規定している

修正内容は、別の条例で定めることも検討していた法第115条の12第2項第1号において規定している指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を本条例第3条の指定地域密着型介護予防サービス事業の一般原則に追加することによって、条例が煩雑化とならないことから、追加しようとするものである。

この条例の制定に伴う影響については、事業を実施している事業所は、もともと省令の基準に基づいて事業を実施しており影響がないとしている。

以上のことを留意のう

え、条例の内容を審査したところ、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は省令で定める基準を参酌したものであり、修正内容も本条例に追加することによって解りやすくなること、条例の施行日が平成25年4月1日以降になった場合は、事業所及び利用者への影響が大きいことを踏まえ、採決した結果、賛成多数で修正可決すべきものと決定した。

なお、採決において反対した委員からは、平成24年議案第79号と関連して、第2次地域主権一括法の施行により介護保険法の一部改正が平成24年4月1日から施行され、1年間の経過措置が設けられていることから、本条例の提案に向けての事務は怠慢に値することを踏まえ、容認できないとの意見があった。

また、条例の審査中に申し出のあった修正箇所を変更したことや他の委員会での発言に食い違いが生じた

ことにより、審査に混乱を招いたことは誠に遺憾であり、条例提案及び委員会に資料を提出する前にきちんと条例の精査を行うべきであることを申し添えるものである。

経済産業常任委員会

1. 事件名

平成24年議案第81号 七飯町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

2. 審査の経過

平成24年12月26日、平成25年1月18日、2月1日、2月15日、2月26日の5日間、委員会を開催し、土木課長、土木課参事の出席を求めて審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決定 修正可決

(2) 修正内容

第1条中「道路標識の寸法を定めるものとする。」を「道路標識の寸法並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項の規定に基づ

き、道路標識の寸法並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項の規定に基づ

き、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路（七飯町が管理する道路をいう。）の構造に関する基準を定めるものとする。」に改める。

第4条中「定めるところである。」を「定めるところによる。」に改める。

第6条第5項中「する。」を「するものとする。」に改める。

第24条の表中「3種」を「第3種」に改める。

第27条第1項中「自転車道、等及び歩道」を「自転車道、自転車歩行者道及び歩道」に改める。

第45条第4項中「第3条から第13条まで」を「第3条、第5条から第13条まで」に改める。

第46条の次に次の1条を加える。

「（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準）

第47条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定により条例で定める高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準に関し、必要な事項は、規則で定める。」

(3) 理由

当委員会に付託された七飯町道の構造の技術的基準等を定める条例は、これまで市町村道の構造の技術的基準に関しては、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）第41条第2項、市町村道における道路標識の寸法に関しては、法第45条第3項、道路標識、区画線及び道路表示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号。以下「省令」という。）別表第2に定める基準に基づき整備を進めていたが、第2次地域主権一括法の施行に伴い、法第30条第3項及び法第45条第3項が改正されたことにより、政令及び省令を参照して当該市町村の条例で定めることとなったため制定しようとするものである。

第30条では道路の構造の基準を規定しており、第3項で市町村道の構造の技術的基準は、当該道路の道路管理者である地方自治体の条例で定めると改正されている。

また、法第45条では道路標識等の設置を規定しており、第3項で市町村道に設ける道路標識の寸法は、内閣府令・国土交通省令の定めるところを参照して、当該市町村道の道路管理者である地方自治体の条例で定めると改正されている。

条例提案の内容は、町道の構造の技術的基準に関しては政令を参照し、第2条から第45条までに規定しており、車線等、車線の分離等、副道、路肩、設計速度、曲線半径、縦断勾配、橋、高架の道路等について基準を定めている。

また、道路標識の寸法については、視認性及び国道・道道との整合性を考慮して、規則で定めることとしている。

修正内容は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条で道路管理者の基準適合義務等

を規定しており、第1項で「道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例で定める基準に適合させなければならない。」と、同条第2項では「前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参照して定めるものとする。」とそれぞれ規定している。

町は、移動等の円滑化に係る規定は、当面必要ないとの判断から、条例提案時には盛り込んでいなかったが、その後、北海道から第2次地域主権一括法に関連する基準は、条例で制定するようにとの指導があり、第1条の趣旨を修正するとともに、第46条の次に第47条として1条を加え、詳細な基準は、規則で定めることとしている。

また、他の修正箇所は、北海道道路の構造の技術的基準を定める条例（平成24年12月28日公布）との整合性を図るために修正するもの及び条例の精査により修正するものである。

なお、この条例の施行に伴う規則は、①七飯町道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則、②七飯町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準に関する規則であり、いずれも平成25年4月1日施行の予定である。

この条例（規則を含む。）の制定に伴う影響については、今後、町道を新設又は改築する場合に適用されることとなり、従来から認定している町道に影響するものではないとしている。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、七飯町道の構造の技術的基準等は政令及び省令で定める整備基準を参照したものであり、かつ、修正内容も高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する当初から条例に盛り込むべきとの判断に基づき追加したもの、北海道条例との整合性を図るため及び条例の精査により修正するものであり、採決の結果、出席委員の全員一致で修正可決すべきものと決定した。

なお、条例の審査中に申し出のあった修正箇所を変更するなど、審査に混乱を招いたことは誠に遺憾であり、条例提案及び委員会に資料を提出する前にきちんと条例の精査を行うべきであることを申し添えるものである。

常任委員会活動報告

〔所管事務調査〕要旨を掲載

総務 財政

《調査事項》

・七飯町地域防災計画について

〔調査の目的〕

七飯町は、平成13年3月

に「七飯町地域防災計画」を策定しており、その後の見直しが進んでいない状況にあるが、平成23年3月に東日本大震災が発生するなど、防災計画の見直しは喫緊の課題であることから、その見直しの進捗状況等について調査を行った。

【七飯町地域防災計画について】

(1) 地域防災計画の見直しスケジュールについて

現在の七飯町地域防災計画（以下「町計画」という。）は、平成13年3月に策定してから12年が経過しており、過去、何度か見直しの計画はあったものの見直しされていない状況であった。

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に見直し作業が進んでおり、見直し計画の策定スケジュールは次のとおりであるが、防災会議委員の委嘱に係る承諾事務などに時間を要し、遅延することも念頭に入れ進められている。

・平成24年12月 地域防災計画（素案）の作成

・平成25年1月 北海道との事前協議

・平成25年2月 町内会連合会事務局会議への説明、防災会議の開催

・平成25年2月 パブリックコメントの実施（防災会議終了後）

・平成25年3月 七飯町議会議員への報告、北海道への報告

・平成25年4月 地域防災計画書及びハザードマップ

の作成

・平成25年5月 関係機関への配布

(2) 地域防災計画の見直しのポイント

七飯町の地域防災計画は、全体の構成が北海道地域防災計画（以下「道計画」という。）及び同地震防災計画編に沿った項目で、予防・応急・復旧の順序に従って構成されており、各自治体も同様の構成となっている。

従って、道計画との整合性を図りながら、町計画を見直すこととなり、平成24年6月に修正した道計画の概要は次のとおりである。

① 道計画の修正方針

・東日本大震災で得られた教訓や国の防災基本計画の修正を踏まえ、地震・津波対策を中心とした防災対策全般を拡充。

・今後も、国における防災基本計画の修正等を踏まえ、随時、計画の修正を行う。

② 道計画の主な内容

ア 防災に対する新たな考え方の導入

・災害時の被害を最小化する「減災」の考え方が基本

・二つのレベル（最大クラス

の津波、比較的頻度の高い津波）の津波想定と対策

イ 地震・津波対策の抜本的強化

・地震防災計画編を「地震・津波防災計画編」に拡充

ウ 東日本大震災を踏まえた各種防災対策の強化・推進

・自助・共助による地域防災力の強化

・多様な地域住民に配慮した避難対策

・防災関係機関の連携強化

・道庁（災害対策本部）の防災力強化

・本道の特性を踏まえた防災対策の推進

以上を踏まえて、道計画の修正を行っているが、町計画は地域の実情を考慮し、道計画から、高波・高潮災害予防計画（予防計画）、ガス施設災害応急計画（災害応急計画）、海上災害対策計画（事故災害対策計画）を除いたもので見直し作業を進めている。

町計画は、地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて、町民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、防災に万全を期すことを目的に策定されており、第1章から第11章までの本編と資料編で構成されている。

新設の項目は、計画の効果的促進と石油類燃料供給計画であるが、計画の効果的促進では、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならぬとしており、さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要があるとしている。

なお、町計画の主な見直しは、次のとおりである。

① 一時避難所

現状39施設、1万890人収容を54施設、1万5千425人収容に見直ししており、湯出川会館などを避難所から除外し、大沼多目的会館などを追加している。

収容スペースは、初動段階で1人2㎡とし、長期の場合には段階的に1人当たりの面積を広げるとしている。

② 福祉避難所

新たに福祉避難所として、大中山コモンや文化センターなど5施設、64人収容を指定している。

収容スペースは、初動段階で1人4㎡とし、長期の場合には段階的に1人当たりの面積を広げるとしている。

③ 広域避難所

現状12施設、3万700人収容を14施設、10万3千400人収容に見直ししており、西大沼小学校を避難所から除外し、総合公園など3施設を追加している。

④ 災害対策本部

平成24年4月1日の組織機構の見直しにより、本部構成を大幅に変更している。

⑤ ハザードマップの作成

現在は、駒ヶ岳火山防災ハザードマップ（平成22年3月改訂）と久根別川ハザードマップ（平成20年4月作成）の2つであるが、見直しでは町内を4地区に区分し、避難所避難経路を示したハザードマップを平成25年度に作成し、全戸配布する予定としている。

⑥ 防災通信機器の整備

現在は、大沼地区のみアナログ防災無線放送システムが構築されているが、大沼地区以外は、広報車等により情報伝達となっていることから、近年のゲリラ豪雨等の対策として、指定避難所を中心に送受信が可能な防災無線放送システムの構築を行うとしている。

また、大沼地区のアナログ無線をデジタル無線に切り替えることを検討するとしている。

⑦ 防災備蓄資機材及び備蓄倉庫の整備

現在は、毛布、飲料水、アルファ米など数種類であるが、見直しでは、発電機、石油ストーブなどの資機材のほか、食料備蓄品、福祉用品などを計画的に補充するとともに、町内4カ所に備蓄倉庫を設置する計画としている。

⑧ 自主防災組織の拡充

現在は、大沼地区連合町

31

七飯町 議会だより

内会（8町内会）と大川美園町内会の2カ所のみを設置であるが、見直しでは、全町内会に対し設立を呼びかけるとしている。

⑨災害協定の増強

現在は、指導機関及び近隣自治体間の応援協定、広域消防相互応援協定、交通誘導業務協定、医療機関との協定、応急生活物資供給協定のほか、平成24年11月には宮城県利府町、静岡県清水町、七飯町の3町で相互応援協定を締結しており、今後、必要な支援について順次災害協定を締結することとしている。

⑩海抜の表示

大津波による久根別川の遡上を想定し、本町以南の公共施設13カ所に表示している。

⑪広域避難者の受け入れ
大規模な災害を想定し、必要に応じて、他自治体の避難者を一時避難所で受け入れるとしている。

⑫防災拠点施設の設定強化

防災拠点施設を役場本庁舎と位置付けているが、現在の建物の自家発電は、一部の照明やコンセントの接続であり、情報機器へのバックアップの対応が難しい

ことから、非常用電源などの改善策を検討することとしている。

(3)地域防災計画に係る具体的な方策

七飯町の地域防災計画を具体的に進めるためには、財源的に非常に厳しいものがあると捉えているが、毎年補充するものとして非常食、飲料水などの防災用備蓄品のほか、文化センターなどに発電機、石油ストーブなど福祉避難所用備蓄品を整備する計画である。

平成25年度は、地域防災計画、ハザードマップを作成し、中長期的には、防災備蓄倉庫の整備、大沼地区以外の防災行政無線の整備、大沼地区防災行政無線のデジタル化、防災拠点施設の非常用電源の確保、公共施設の耐震診断などを計画として挙げている。

〔まとめ〕

七飯町の地域防災計画は、平成13年3月に改訂されてから12年目にしてようやく見直しされようとしている。

この間、平成23年3月に発生した東日本大震災をは

じめ、台風、ゲリラ豪雨、爆弾低気圧、竜巻などにより、広範囲又は局地的な被害が頻繁に発生している。

こうした中で、国においては防災基本計画、北海道においては地域防災計画の修正が行われ、その修正ポイントとの整合性を図りながら、町計画の見直しを行っている。

七飯町は、比較的大きな災害の少ない町であることから、町民の防災意識が低いと言わざるを得ない。このことは、自主防災組織が2団体しか設立されていないという実態が物語っており、町計画の中でも、町内会等を中心とした自主防災組織の育成を図るとしているが、現状の推進方法では難しい状況である。

しかしながら、町民の防災意識の高揚を図り、地域のことば地域で守るという意識づけをすることによって、災害を最小限に食い止めることが可能であることから、七飯町は、町広報誌でのPRほか積極的に町内会に向いて、自主防災組織の必要性を積極的に訴え、出来るだけ早い時期に全町内会等で設立されるこ

とを強く望むとともに、消防署・消防団等との連携強化を望むものである。

次に、峠下以南の情報伝達の方法は、現在広報車の巡回による情報が頼みの綱であるが、町民は初めから終わりまで全ての情報を得ることは難しい状況であることから、送受信が可能な屋外拡声器の整備を含め、速やかな情報伝達のため、携帯電話の利用など新たな防災無線システムの構築が望まれる。

次に、防災に係る備蓄資機材であるが、4地区に備蓄倉庫の整備を計画していることは評価できるところであり、そのことが、町民の防災意識の高揚、自主防災組織の設立の一助になるものと期待されるとともに、防災拠点及び避難施設には非常用電源の確保が望まれる。

七飯町の地域防災計画は、基本的な事項を定めているが、有事の際に、災害を最小限にとどめられるかどうかは、行政側だけでなく、町民の協力が不可欠であることから、その計画を進めるに当たっては、早急に細部にわたるマニュアル

を策定し、町民を巻き込んだ防災訓練を実施するなど対策が必要である。

このことから、町は、町計画の周知徹底を図るとともに、町計画をもとに町民が具体的に行動するためのマニュアル、防災訓練を実施し、町と町民の信頼関係を一層強くすることを望むものである。

民生文教

《調査事項》

・小中学生の発達障害対策について

〔調査の目的〕

小中学生の発達障害対策については、平成24年12月に文部科学省が小中学校の通常学級に在籍して、学習障害（LD）など発達障害の可能性がある小中学生の割合は6.5%と推計していることから、七飯町の小中学校での実態及び対策について調査を行った。

〔小中学生の発達障害対策について〕

(1)発達障害の定義
発達障害とは、発達障害

者支援法（平成16年法律第167号）では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義付けしている。

発達障害者支援法は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に見出し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もつてその福祉の増進に寄与することを目的に施行されている。

主な発達障害の定義は次のとおりである。
自閉症は、3歳位までに

現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

また、高機能自閉症は、自閉症のうち知的発達の遅れを伴わないものをいい、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

学習障害(LD)は、基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害の原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

注意欠陥／多動性障害(ADHD)は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の

機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。

②小中学校における発達障害の状況について
小中学校における発達障害児に対する特別支援学級の状況は〈表〉のとおりであり、3カ年の児童生徒数は小中学校別では増減があるものの、全体ではほぼ横ばいで推移している。

特別支援学級は、各学校において学級教育目標を掲げており、年間の授業時間数はその学年によって910時間、980時間、1千15時間となっており、教科別の指導時間が異なるなど、児童生徒の状態に合わせた教育・指導を小学校5人、中学校5人、計10人の教職員が担当して行っている。

各学校の特別支援学級の教育目標は、次のとおりである。
①大沼小学校(担当教員

数…1人)

・さいごまでがんばる子
・ともだちとなかよくする子

・げんきにあそぶ子
②軍川小学校(担当教員

数…1人)

・にこにこ 毎日笑顔で、豊かに過ごす。
・わくわく 種々の活動への期待感をもち、生活を

楽しむ。新しいことにチャレンジする。
・じっくり 少し困難な

ことにもじっくり取り組み、やり遂げる。努力した満足感を次の活動へつなげる。

③七重小学校(担当教員

数…1人)

・元気にあいさつする子
・みんなと仲良くする子

・最後まで頑張る子
④藤城小学校(担当教員

数…1人)

・たのしく あそぶ子
【健康】

・みんなと なかよくする子
【関わり】

・ひとりで できる子
【自立】

⑤大中山小学校(担当教員

数…1人)

・あきらめずにがんばる子
・落ち着いて生活できる子

・楽しく遊ぶ子

⑥大沼中学校鈴蘭谷分校(担当教員数…1人)

・自分で我慢出来る生徒
・してはいけないことを、

・やらなくてはいけないこととは、嫌でもやる生徒
⑦七飯中学校(担当教員

数…2人)

・生徒のしよがいの程度及び能力、特性などに即応する教育活動を推進する。
また、自己理解を進め、積

極的に社会自立、社会参加しようとする人間の形成を図る。
・集団生活を通して、マナー

やルールを守ることで、人との適切な関わり方などを身につけ、自立した生活を送れるようにする。

⑧大中山中学校(担当教員

数…2人)

・新しいことや苦手なことに挑戦し、意欲をもって最後までやり抜く力を育てる。
・多くの人たちと関わりをもち、生活経験を広げ、社会性を養う。

・学校生活における活動全体をとおし、将来の社会自立に必要な力を育てる。

(3)小中学生の発達障害に係

る庁内の支援体制について
発達障害に係る庁内の関係部署は、福祉課、子育て健康支援課、教育委員会学校教育課であり、発達障害を早期発見し、支援を行うため、横断的な連携が必要である。

はじめに関わるのは子育て健康支援課であり、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査の際には保健師が保健指導を行うとともに、言葉の問題や発育など相談を受けている。また、保育所に通所する児童には、保育士が保育とともに指導も行っている。

次に、新小学1年生・転入生については、教育委員会が関わり、保護者から就学相談を受け、医師・学識経験者・特別支援学級を有する学校の校長・保育士で構成する七飯町就学指導委員会や特別支援学級を有する学校の教諭・保健師で構成する七飯町就学指導委員会の専門委員会が、幼稚園・保育所等の施設と連携を取り、発達障害の判定を行うこととなる。

次に、発達障害と判定された児童については、保護者の了承のもと、各小中学校に通知し、校内就学指導委員会において、特別支援学級における支援を行うこととなる。

福祉課は、発達障害と判定された方に対して、療育手帳の交付などにより、扶助費の支援を行っている。このように、発達障害と判定された小中学生を含めて、支援を必要とする小中学生に対して、ケースバイケースで連携を取り、支援の漏れがないように対策を講じているが、横断的な組織がないのが現状である。

【まとめ】

平成16年に施行された発達障害者支援法は、発達障害の定義で記述のとおり、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うこととともに、学校教育における発達障害者への支援等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることなどを目的としている。

七飯町は、1歳6ヶ月児からの健康診断をはじめ、発達障害者の早期発見・支援を行っており、その発達障害者の状況によって横断

的に連携をしており、支援の漏れはないものの、今後は、強固なネットワークづくりのため関係部署・機関で構成する横断的な組織を設置することが望まれる。

また、発達障害は、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）など、その障害によって、全く対応が異なってくることから、専門的な知識と経験を有する教職員の配置はもちろんのこと、周囲の人が発達障害を理解し、一緒に支援することが望まれる。

文部科学省は、通常学級に在籍している発達障害の可能性のある小中学生の割合は6.5%（40人学級で2～3人）になり、これらの小中学生は特別な教育的支援を必要とし、半数以上が学校で支援や配慮を受けている一方で、約4割は支援を受けていないと発表している。

これを踏まえると、七飯町にも支援を必要としている小中学生は潜在的にまだいるのではないかと想定されることから、前述の横断的な組織づくりを早急に検討することが望まれる。

特別委員会報告

新幹線等建設促進に関する

調査特別委員会報告書

委員長 青山金助

平成23年6月20日第2回定例会において設置された当特別委員会が、平成24年第3回定例会において中間報告をした以後、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

（要旨掲載）

1. 平成24年11月5日に第11回目の委員会を開催し、政策推進課長、商工観光課長、土木課長、土木課参事、の出席を求め、北海道新幹線及び北海道縦貫自動車道

などに対応したまちづくりについて、これまでの経過などを主に聴取するとともに、北海道新幹線建設工事に係る進捗状況について現地調査を行った。

はじめに、北海道新幹線建設工事に係る進捗状況については、飯田高架橋、函館総合車両基地、新函館（仮称）駅について現地調査を行いその概要は次のとおりである。

①飯田高架橋工事
・ 施工場所…七飯町緑町・飯田町、北斗市白川・稲里地内
・ 工期…平成22年3月5日～平成25年2月4日（35カ月）
・ 工事概要…工事延長は1千906mの高架橋工事であり、施工内容は、場所打杭、橋脚、ラーメン高架橋、T桁橋、PC下路桁橋、路盤RC、プレキャスト防音壁である。

・ 進捗状況…施工状況は、場所打杭工事、橋脚工事、ラーメン高架橋工事、T桁橋工事、PC下路桁橋工事は完了しており、路盤RC工事及びプレキャスト防音壁工事は施工中で、全体の進捗率は95%である。

②函館総合車両基地仕業交

番検査杭他工事

・ 施工場所…七飯町飯田町、北斗市稲里地内
・ 工期…平成24年3月15日～平成26年9月22日（30カ月）

・ 工事概要…函館総合車両基地内における停車場工作物（検修ピット、機械設備、基礎、土間コン、サービスマッキ、基地内給排水管等）、電気設備（通信、電力ダクト等）の施工である。

・ 進捗状況…施工状況は、仕業交番検査庫の杭打工は100%、車両洗浄装置の杭打工は43%の進捗率であるが、他の仕業交番検査庫及び車両洗浄装置の躯体工をはじめ、全般検査庫台車振替線、台車検査場などの工事は、未着手の状況である。

なお、平成20年2月より始まった函館総合車両基地路盤工事は、4年6カ月の工期を経て、平成24年8月に無事竣工している。

③新函館駅路盤他工事
・ 施工場所…北斗市稲里、市渡地内
・ 工期…平成22年10月26日～平成25年9月24日（35カ月）

・ 工事概要…工事延長は786mであり、切盛土、補強盛土、地盤改良、置換工、擁壁工、駅ホーム躯体工、橋

台、ボックスカルバート等の施工である。

・ 進捗状況…施工状況は、橋台工、揚水機函渠工及び仮設工は100%の進捗率であるが、線路土工、路床安定処理、カルバート工、路盤工等は施工中であり、全体の進捗率は58%である。

次に、鶴野高架橋工事の始点である道道大野大中山線と交差する「開発架道橋」において、新幹線工事の設計ミスにより、橋桁の高さ不足が指摘されているが、平成25年春に道道大野大中山線を切り下げる工事を行い、北海道新幹線の開業に影響が出ないようにすることである。

七飯町新幹線建設関連庁内検討会議・幹事会合同会議は、平成21年度に策定した「新幹線と高速道路を活用する基本計画」を基に、道の駅や物産館など、庁内全体で意思統一を図ることとしている。

北海道新幹線並行在来線対策協議会渡島ブロック会議は、北海道新幹線札幌延伸に伴い、JR北海道から経営分離される函館・小樽間の事業形態を検討するもので、第1回目の会議では、

2035年の函館・長万部の乗客数は2011年と比較して3割減少するという需要予測が示されている。今後、年1回のブロック会議のほか担当者レベルの幹事会において、協議を重ねることとしている。

次に、北海道新幹線開業に向けた七飯町の取組状況として、前述の庁内検討会議のほか、観光関連では11月17日～18日に埼玉県大宮駅周辺で「函館・みなみ北海道グレルパークinさいたま・大宮」の開業を予定しており、北海道新幹線開業を見据えたみなみ北海道の食と観光PR事業を継続的に取り組むとしている。

また、北海道新幹線新駅沿線観光の連携を図るための協議会設立に向けた意見交換会の開催、民間レベルでの環駒ヶ岳エリア交通アクセスと観光振興に関する検討会議の開催について情報提供があった。

次に、町道桜町5号線と新函館（仮称）駅をアクセスする七飯町側の未整備区間の整備について、検討する旨の情報提供があった。次の委員会の調査活動内容及び調査時期について

は、委員長及び副委員長に一任することを確認して、委員会を閉会した。

③民間の知恵や創意工夫を活かす
・重点分野
①普及啓発・開業PR・情報発信等（地域向け普及啓発活動、情報発信等）
②観光振興（観光資源の発掘・磨き上げ、道南の魅力の情報発信等）
③二次交通アクセス網の整備（公共交通機関の利用環境の整備等）
④産業振興（道南産品の販路拡大・ブランド化、新商品・ご当地メニューの開発等）

2. 平成25年2月8日に第12回目の委員会を開催し、政策推進課長、商工観光課長、土木課長の出席を求め、北海道新幹線及び北海道縦貫自動車道などに対応したまちづくりについて、これまでの経過などを主に聴取した。

七飯町内の新幹線関連工事の進捗状況は、飯田高架橋工事は完了し、鶴野高架橋工事は98%、函館総合車両基地仕業交番検査抗他工事は20%の進捗状況で順調に進んでいるとのことである。

次に、首都圏や東北地域から道南の観光客誘致を促進するため、道南の食と観光をPRする「函館・みなみ北海道グルメパーク」は、平成24年11月に埼玉県大宮駅周辺で開催したが、このイベントは新幹線開業まで継続事業として実施する計画である。

次に、平成25年2月7日に設立された「はこだて観光圏整備推進協議会」の報告があり、同協議会は、滞在型観光の推進を目的に平成22年4月にみなみ北海道18自治体の構成により設立されたが、平成24年12月に観光圏整備法の改正により、観光圏基本方針への対応が困難になったため、2市1町（函館市、北斗市、七飯町）の関係団体で構成する新しい「はこだて観光圏整備推進協議会」を設立したものである。

次に、道路関係では、町道桜町5号線と北斗市の町道をアクセスする道路の整備計画が示された。

現在の道路は、町道、農道の位置づけがされていない無指定道路であるが、新幹線新駅へのアクセスが向上することから、整備しようとするものである。

委員からは、道の駅・物産館構想の進捗状況についての質疑に対し、「道の駅の考えがない」、「物産館も具体的なものがない」という答弁があり、町長と担当課長の説明に食い違いがあるなど、認識にずれが生じていることや構想自体が一向に進んでいないことに反発があった。

また、担当課長の答弁が受け身の考え方であり、観光客の誘致のために、積極的にPRや対策を講ずるべきであるとの指摘があった。さらに、新幹線等に関する構想や計画を具体的に進めるために、庁舎内で横断的な組織を設置して、早急に協議すべきであるとの指摘もあった。

次に、平成25年2月20日に第13回目委員会を開催し、平成24年第3回定例会以降の活動について、平成25年第1回定例会に提出する最終報告書のまとめを行った。

4. まとめ
以上が、当委員会の平成24年9月定例会以降の活動をまとめた報告である。

七飯町は、従来から北海道新幹線の開業は千載一遇のチャンスと捉えており、このチャンスを逃がすことのないように七飯町の取り組み、特に、七飯町新幹線建設関連庁内検討会議の活動に期待するとともに、観光や交通アクセスなどを含めた広域的な取組みを促進することを望むものである。

北海道新幹線の建設工事が順調に進捗している一方で、大沼公園ICまで開通した北海道縦貫自動車道は、七飯ICまでの工事着手及び開通時期が明確に示されていないことが懸念される場所である。

現国道5号の小沼湖付近は、交通事故も多発している区間であるため、当委員会としても交通事故対策も含めた大沼公園IC・七飯IC間の早期着工開通を要望しており、七飯町においても関係機関により強く要望することが必要であると考える。

新函館（仮称）駅開業まであと3年と迫っている北海道新幹線は、七飯町のまちづくりに大きく影響することは間違いなく、七飯町は新幹線開業の効果を的確に把握するとともに、新幹線駅舎が建設される北斗市との連携を緊密にし、中長期の展望に立ったまちづくりを進めることを望み、本報告書を最終報告とし、当委員会活動を終了するものとする。

七飯町は、従来から北海道新幹線の開業は千載一遇のチャンスと捉えており、このチャンスを逃がすことのないように七飯町の取り組み、特に、七飯町新幹線建設関連庁内検討会議の活動に期待するとともに、観光や交通アクセスなどを含めた広域的な取組みを促進することを望むものである。

北海道新幹線の建設工事が順調に進捗している一方で、大沼公園ICまで開通した北海道縦貫自動車道は、七飯ICまでの工事着手及び開通時期が明確に示されていないことが懸念される場所である。

七飯町議会災害対策に関する 調査特別委員会報告書

委員長 小松 義 光

平成24年9月28日第3回定例会において設置された当特別委員会が、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

1. 平成24年9月28日に第1回目の委員会を開催し、委員長に小松義光委員、副委員長に中川友規委員をそれぞれ互選した。

2. 平成24年10月15日に第2回目の委員会を開催し、要求資料の確認及び今後の調査方法について協議した。

要求資料は、過去10年間の災害に伴う被害状況及び七飯町の災害復旧事業、支援事業の状況、災害等に伴う国・道への要望状況及び国・道の災害復旧事業の状況について提出を求めるところとした。

今後の調査方法については、次回の委員会で資料に基づく説明を受けた後、国・道が管理する道路・河川を主に現地調査を行い、その後の調査方法について

かけては、台風9号のほか、低気圧、停滞前線による集中豪雨のため、3億6千380万9千円の被害が生じており、住宅、農作物、農業用施設のほか、土砂流出による道路被害、氾濫による河川被害が発生している。

平成22年12月、平成24年2月には、大雪による営農施設、農作物等の被害が発生しており、平成22年12月の被害額は1億9千993万5千円となっている。

近年の災害の特徴としては、異常気象によるゲリラ豪雨といわれる集中豪雨、局地的な大雪により、被害が発生している状況である。

地震においては、平成5年7月の北海道南西沖地震による被害が大きく、平成23年3月に発生した東日本大震災では被害は確認されていない。

また、駒ヶ岳については、平成12年11月に小噴火が発生して以来、安定した状態が続いている。

次に、過去10年間における農林水産関係の災害復旧工事及び支援対策は、平成16年の台風により被災した果樹農家に対し、苗木の購

入、支柱ワイヤーの整備、病害虫の防止対策に係る費用の一部及び天災資金を借入した農家に対し利子補給の助成をしている。

平成19年度は、集中豪雨で農道、林道及び町営牧場において被害が生じており、災害復旧工事並びに流出した土砂の補修工事等に要した経費は1千970万2千円である。

平成22年度においても、集中豪雨で農道、林道及び町営牧場において被害が生じており、災害復旧工事並びに流出した土砂の補修工事等に要した経費は1千235万4千円である。

さらに、平成22年度は、12月の大雪により農業用ハウスの倒壊したことから、雪害農業緊急対策事業として、農業用ハウスの建替えに係る費用の一部1千545万7千円を被災した農家に助成している。

次に、道路・河川関係であるが、町内の河川は、峠下以南の久根別川水系と大沼地区の折戸川水系に分かれている。

七飯町が管理する普通河川は、久根別川水系で久根別川本線、蒜沢川、湯出川、

鳴川、藤城川などの支流を含め22河川であり、折戸川水系で折戸川本線、軍川、苅澗川、宿野辺川などの支流を含め17河川、合わせて39河川である。

北海道が管理する2級河川は、久根別川水系で久根別川本線、蒜沢川、湯出川、鳴川、藤城川、水無沢川の6河川、折戸川水系で折戸川本線、軍川の2河川、合わせて8河川である。

次に、過去10年間における河川の氾濫状況は、軍川において平成19年度、平成23年度、平成24年度の3回、藤城川において平成19年度、平成22年度の2回、湯出川において平成19年度、平成24年度の2回発生しており、住宅及び農地等に被害を及ぼしている。特に、平成19年7月の災害においては、湯出川会館が床上浸水したことから、撤去されている。

七飯町は、災害が発生した場合の対策は、平成19年度の災害で久根別川、大川13号線、軍川1号橋において公共土木施設災害復旧事業の採択を受け、国庫補助の他の復旧工事は、町単費

で実施している。北海道は、平成19年度の災害で被災した久根別川において公共土木施設災害復旧事業の採択を受け、護岸整備等の工事を国庫補助事業で実施しており、平成24年5月の集中豪雨で被災した軍川では、河道内土砂除去を道単費で実施している。

また、七飯町は、河川の氾濫に伴う災害防止に係る対策を北海道に要望しており、特に、軍川、藤城川、水無沢川の砂防事業による整備促進を要望している。

このことから、北海道は要望のあった3河川について砂防事業の実施に向け、関係団体との調整を行っているが、自然保護団体との調整が難航しているため、事業着手には至っていない。

軍川においては、平成22年度に砂防指定地の認可を受けており、自然に配慮した工法を取り入れることで、事業着手に向け前進しているとのことである。

しかし、藤城川については、平成24年度に砂防指定地の申請を行う予定であったが、自然保護団体との調整が難航していることか

ら、平成24年度中の砂防指定地の申請を見送るとのことであった。

次に、平成24年5月の大雨により土砂崩れが発生した道道大沼公園鹿部線については、一時通行止めをしたが、現在は迂回路による通行が可能であり、本格的な復旧工事の工期は平成24年10月23日から平成25年3月21日までであり、補強盛土工を工事延長31mにわた

り実施する計画である。次に、現地調査は、土砂崩れが発生した道道大沼公園鹿部線、氾濫が発生した軍川、藤城川(本流、支流)、湯出川、水位が上昇した蒜沢川を行っており、その概要は次のとおりである。

①道道大沼公園鹿部線
土砂崩れのあった箇所は、鹿部町内であるが七飯町と鹿部町をつなぐ幹線道路であることから調査を行った。土砂崩れは、約10年前にも土砂崩れがあった箇所、現在は迂回路による通行が可能であるが、迂回路が急カーブであることから冬期間の交通事故が危惧される。

②軍川
平成24年5月に氾濫した

箇所は、現在も両岸に大型土のうが積まれている。

また、北海道が砂防事業で計画している箇所は、軍川に隣接した転作田に遊砂地を整備する計画であり、自然に配慮するとともに大雨時の災害対策に有効な手段と考えられる。

③藤城川
平成22年9月に氾濫した箇所は、藤城川の支流であり、直角に曲がったところで氾濫しており、常に堆積土砂の除去が必要である。

平成19年7月に氾濫した箇所は、国道5号からすぐ下流の直角に曲がったところであり、河川の線形を変える必要がある。

また、北海道は上流部に遊砂池などの砂防事業を計画しており、関係団体との調整により、早い着工が望まれる。

④湯出川
湯出川は、過去に何度も氾濫を繰り返しているが、原因は、国道5号及びJR函館本線の横断管が狭いことにある。このため、横断管の断面を広くするとともに、下流域で災害が発生しないように整備が必要である。

平成24年5月の大雨で水位が上昇した下流部中野地区は、河川内に立木や雑草が生い茂り河道断面を狭くしていることから、立木や雑草を除去し、河道の断面を確保する必要がある。



湯出川上流・国道横断管

未明の大雨は、午前1時から午前2時までの1時間雨量24mmを記録し、町内各地で被害が生じている。

現地調査の主なものは、次のとおりである。
・町内各地において、農地の表土が流され町道等に流出し、車両の通行に支障をきたしている。

・中島川の大中山2丁目31番13号地先において、川の横断管が狭いため、泥流を飲みきれず、低い箇所から氾濫した泥流が道路を流れ、下の住宅前で堆積した。

⑤蒜沢川
平成24年5月の大雨で水位が上昇した下流部中野地区は、河川内に立木や雑草が生い茂り河道断面を狭くしていることから、立木や雑草を除去し、河道の断面を確保する必要がある。

以上の現地調査のあと、各委員が現地調査の感想を述べ、次回の委員会でもつめることを確認し、委員会を閉会した。

4. 平成24年11月7日に、未明の大雨により町内において被害が生じたことから、委員長及び副委員長が被害状況を調査した。

5. 平成24年11月14日に第4回目の委員会を開催し、総務課長、土木課長、土木課参事の出席を求め、11月6日から7日にかけての大雨による被害状況について説明を受けるとともに、前回の委員会で現地調査した総括を行った。

11月6日から7日にかけての大雨は、総雨量で鳴川74mm、大沼64mmであったが、6日午後11時から7日午前1時までの2時間で鳴川41mm、大沼29mmの集中豪雨により、道路への土砂・泥水流入など土木関係で35箇所、農道洗掘など農業関係で5カ所の被害があり、復旧に係る費用は予備費からの充用及び専決処分対応したい旨の報告があった。

現地調査による総括では、各委員からの意見をもとに、担当課に対する質疑を行うとともに、軍川・藤城川において計画されている砂防事業の理解を深めるため、砂防事業の制度、河川事業との違い、砂防事業実施までの手順等について資料を求めるとした。

また、次回の委員会では、道道大沼公園鹿部線の土砂崩れによる災害復旧工事が

冬期間に行われることから、工事期間の交通安全対策について万全を期すよう、渡島総合振興局に要望することを確認して、委員会を閉会した。

6. 平成24年12月3日に第5回目の委員会を開催し、町長、土木課長、土木課参事の出席を求め、提出のあった資料の説明を受けるとともに、道道大沼公園鹿部線の災害復旧工事期間の交通安全対策について渡島総合振興局へ要望活動を行った。

はじめに、土木課から砂防事業の概要についての説明があった。

砂防事業の制度は、補助砂防事業(通常砂防事業、火山砂防事業、その他)と直轄砂防事業(直轄砂防事業、直轄火山砂防事業)があり、軍川と藤城川は通常砂防事業で整備する計画である。

砂防事業は、市街地や河川区域、森林区域等において、既存の砂防指定区域や新たに砂防指定地を指定した区域に、砂防事業として土砂流出防止対策の遊砂

土工や溪流保全工を整備するものであり、河道の流下

能力不足を解消するため、河道掘削や護岸の設置及び築堤等を整備する河川事業とは、異なる事業である。

①豪雨出水などにより土砂災害が発生、若しくは土砂災害のおそれがあるため、市町村は北海道へ砂防事業の要望等をする。

②北海道で要望溪流の荒廃状況を調査し、砂防事業での対策が必要かどうかを検討し、必要と認めたときは、国土交通省と協議し、予算要求及び事業認可の申請を行う。

③国の交付金による砂防事業が認可(事業着手)され、環境調査、用地調査、砂防指定地の申請に係る調査を行う。

④国において、砂防指定地の告示を行う。

⑤用地買収、本工事等の着工が可能となる。

軍川は、砂防指定地の指定がされ、用地買収、本工事等の着工可能な段階であるが、工法において、自然保護団体等と協議中であり、藤城川は、砂防事業の認可はされているが、自然保護団体等と協議中である。

り、砂防指定地の申請は行われていない。

次に、湯出川の洪水に關する関係機関との協議については、国道5号の横断管の拡大に関して、函館開発建設部及びJR北海道函館支社と協議しており、函館開発建設部については、今後調査に入るとしているが、JR北海道函館支社については、河川管理者(七飯町)が負担金を出し、JR北海道が受託工事として受けるのが原則としている。

この後、町長とともに渡島総合振興局に出向き、土砂崩れのあった道道大沼公園鹿部線の災害復旧工事が冬期間に係ることから交通安全対策に万全を期すよう要望活動を行い、渡島総合振興局も要望趣旨に沿って、施工業者を指導することとしていた。

今回の委員会は、委員長及び副委員長に一任することを確認して、委員会を閉会した。

7. 平成25年1月9日に第6回目の委員会を開催し、土木課長、土木課参事の出席を求め、情報提供を受けるとともに、北海道等へ要

望する案件について協議した。

はじめに、土木課長から、湯出川の横断管の拡大に係るJR北海道との協議結果について、報告があった。

JR北海道との協議では、集中豪雨に係る湯出川の氾濫の被害状況及び原因について説明し、国道5号の拡大とともにJR北海道においても拡大するよう求めたが、JR北海道側は、原則論として、河川は七飯町の財産であることから、JR北海道が費用負担することとはならず、七飯町が費用負担することとしている。

なお、国道5号が先に横断管を拡大した場合に、JR線に影響があることから、今後協議を継続することとした。

次に、災害対策に係る北海道等への要望について協議した結果、要望先を北海道、北海道開発局、JR北海道とし、要望内容を北海道は、軍川、藤城川の砂防事業の推進など、北海道開発局とJR北海道は、湯出川の横断管を拡大すること、日程については、委員長及び副委員長に一任することを確認して、委員会を

閉会した。

8. 平成25年1月22日に災害対策に係る札幌での要望活動を行った。

はじめに、北海道への要望は、知事に対して行い、二級河川久根別川広域基幹改修事業の整備促進、藤城川通常砂防事業の整備促進、軍川通常砂防事業の整備促進、湯出川の整備促進について要望した。

特に、軍川、藤城川については、通常砂防事業が認可されているにもかかわらず、自然保護団体等との協議が進まないために遅れている状況にあることから、町・町議会としても地元調整に努力するため、早期に

工事着手できるように要望した。

次に、JR北海道に対しては、湯出川の河川氾濫の原因は横断管が狭いことにあることから、横断管の拡大を主に、JR函館本線と普通河川交差部の横断管改良について要望した。

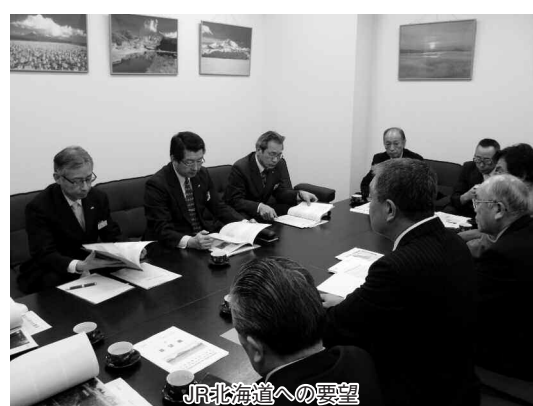
要望の結果、北海道については、通常砂防事業も含めて事業を進めたい方針であることから、前向きに努力することとし、JR北海道については、基本的に横断管の拡大に係る費用は地元負担であるが、本社内で協議することとしている。

なお、北海道開発局に対する要望については、函館開発建設部函館道路事務所

において、平成25年度基本設計の予算を計上するなど、工事着手に向けて進捗が見られることから、今回は要望を見送ることとした。

9. 平成25年2月7日に第7回目の委員会を開催し、1月22日に行った北海道及びJR北海道に対する要望活動の総括を行った。

はじめに、JR北海道は、横断管の拡大に係る費用は地元負担という姿勢を崩していないが、JR北海道に対する要望活動は、他の事業も含めて初めてということから、今後も継続的に要望活動をする必要がある。



減るものではない！

また、北海道は、基本的には事業を進めたいという立場にあることから、事業が進まない原因の一つである自然保護団体等との協議については、地元として積極的に調整する必要がある。

以上の総括を行い、次回

の委員会では平成25年第1回定例会に提出する最終報告書のまとめを行うことを確認して、委員会を閉会した。

10. 平成25年2月19日に第8回目の委員会を開催し、

これまでの調査活動について、平成25年第1回定例会に提出する最終報告書のまとめを行い、委員会を閉会した。

11. まとめ

以上が、当委員会のこれまでの活動をまとめた報告である。

当委員会は、七飯町で発生した災害について検証するとともに、計画されている通常砂防事業の円滑な事業の推進や課題となっている懸案事項について、解決に向けて少しでも前進することを目的に設置されてい

る。

七飯町においては、過去の災害で人的被害はないものの、平成19年、平成23年、平成24年の集中豪雨により、河川の氾濫による住宅の浸水、道路・農地等の冠水などの被害がたびたび発生している。

当委員会が設置された後の11月上旬にも集中豪雨による災害が発生するなど、台風以外にもゲリラ豪雨や爆弾低気圧と称される異常気象により災害が頻繁に発生している。

特に、当委員会では、河川の氾濫により被害のあった湯出川横断管の改良、通常砂防事業が認可されている軍川、藤城川の事業推進のため重点的に調査するとともに、併せて北海道等への要望活動も行っている。

通常砂防事業の軍川については、事業認可及び砂防指定地の指定がされているにもかかわらず、自然保護団体等の協議のために、事業の推進が滞っていることは、非常に残念であり、関係機関が精力的に協議を進め、速やかな事業の着手・完了を望むものである。

また、藤城川についても、

事業認可はされているものの砂防指定地の申請が見送られていることから、自然保護団体等との協議を積極的に進め、早急な事業の着手・完了を望むものである。

次に、大雨時に頻繁に河川の氾濫による住宅の浸水、道路・農地の冠水などの被害が発生している湯出川については、根本的に国道5号及びJR函館本線の横断管を改良しなければ解決しない問題であり、関係機関との協議を進め、早期に解決することを望むとともに、2カ所の横断管の改良によって、下流域で災害が発生しないように全体的な災害対策を併せて望むものである。

最近では、ゲリラ豪雨や爆弾低気圧など台風以外にも突発的な暴風雨などによって災害が発生しており、特に、七飯町の峠以南の河川は、全て久根別川に流入していることから、2級河川及び普通河川でいつでも災害が発生することを考慮すると、久根別川広域基幹改修事業の早期完了が望まれる。

また、七飯町は駒ヶ岳を抱えており、噴火による災

害が危惧されていることから、駒ヶ岳周辺自治体との連携により、災害を最小限に留めることが望まれる。

なお、要望活動は1回のみですぐに成果が表れることは稀であり、特に、JR北海道に対しての要望は今回が初めてということから、地元の熱意を伝えるため、今後も継続的に要望活動を実施する必要がある。

「災害は忘れた頃にやってくる」の格言どおり、災害はいつ発生するかわからないが、最近の情報化時代においては、気象情報は確かなものであることから、七飯町においては災害復旧とともに、「減災」に力点を置いた災害・防災対策を強く望み、委員会活動を終了する。

平成25年度 予算審査特別委員会報告

委員長 坂本 繁

平成25年3月11日第1回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

1. 審査に付託された議案

議案第10号 七飯町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について

2. 審査の経過

平成25年3月11日、12日、19日、21日の4日間委員会を開催し、政策推進課長の出席を求め、審査を行った。

3. 決定及び理由

(1)決 定 原案可決
(2)理 由

当委員会に付託された七飯町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例（平成16年条例第1号。以下「条例」という。）の一部改正は、七飯町が新たに七飯町太陽光発電システム設置補助金制度を創設し、平成

25年4月1日から実施するため、七飯町町税等に滞納がある設置者に対し、太陽光発電システム設置補助金の対象としないため、条例第2条（適用範囲）関係の別表に第34号として「七飯町太陽光発電システム設置補助金に関すること。」を加えるものである。

七飯町太陽光発電システム設置補助金は、平成24年夏以降の電力供給量の減少に伴い、七飯町における省エネ・節電対策に加え、エネルギー自給量の確保を目的とし、戸建一般住宅（店舗等の兼用を含む。）に太陽光発電システムを設置する場合にその一部を助成しようとするものである。

補助対象者は、太陽光発電普及拡大センター（以下

「J-PECC」という。)の住宅用太陽光発電導入支援補助金を受けられる者で、かつ、町税等を滞納していない者、七飯町内に自ら住宅を所有し居住している者及び居住予定のある者とし、新築・建売・既存住宅の区別は問わないとしている。

補助対象額は、1kWあたり7万円とし、1件あたりの限度額は4kW、28万円としているが、J-PECCから1kWあたり3万円が助成されることから、設置者は合計で1kWあたり10万円の助成を受けられることとなる。

七飯町太陽光発電システム設置補助金の平成25年度の予算計上額は20件、560万円であり「七飯町太陽光発電システム設置補助金交付要綱」を平成25年4月1日から施行し、適正な運用を図ることとしており、併せて、行政サービスの公平性を図るために、町税等の滞納がある設置者は、七飯町太陽光発電システム設置補助金の対象外とするため、条例に1号を加えるものである。

以上のことを留意のう

え、条例の内容を審査したところ、七飯町太陽光発電システム設置補助金制度の創設に伴い、行政サービスの公平性を踏まえ、滞納者に対して制限措置をするものであり、採決した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

1. 審査に付託された議案
議案第12号 七飯町学童保育クラブ条例の一部改正について

2. 審査の経過
平成25年3月11日、12日、19日、21日の4日間委員会を開催し、子育て健康支援課長の出席を求め、審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決定 原案可決

(2) 理由 由 当委員会に付託された七飯町学童保育クラブ条例(平成19年条例第26号。以下「条例」という。)の一部改正は、七飯町が峠下地区に新たに学童保育クラブを直営で平成25年4月1日から設置するため、条例第2条に「名称・サルビアクラブ、位置・七飯町峠下

159番地2、定員・20人」を加えるものである。現在、町が管理する学童保育クラブは4か所、定員は160人であり、一括七飯町学童保育クラブ指導員会「レラ」に指定管理を行っている。

新たに峠下地区に学童保育クラブを設置するまでの経過は、峠下小学校PTAの総会で議題となったことから、同校PTAで保護者に対して峠下学童保育設置についてアンケート調査を実施したところ、開設した場合70%以上の保護者が利用したいとの回答を得たことから、同校PTAが七飯町に要望書を提出し、実現したものである。

「サルビアクラブ」の設置場所は、峠下公民館であり、管理運営の方法は、藤城地区に設置されている「あおぞらクラブ」と類似しているが、「あおぞらクラブ」は藤城公民館で学童保育専用スペースを確保しているものの、「サルビアクラブ」は、峠下公民館で総会、役員会、公民館講座などを実施しているため、全て共用スペースで管理運営をしなければならないこ

とに加え、七飯町学童保育クラブ指導員会「レラ」に打診した結果、組織、人員等の体制が整わないことを理由に断られたため、指定管理者ではなく、直営で運営することとしている。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、峠下地域への学童保育クラブの新設は、地域からの要望に基づくものであり、採決した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

1. 審査に付託された議案

(1) 議案第1号 平成25年度七飯町一般会計予算

(2) 議案第2号 平成25年度七飯町国民健康保険特別会計予算

(3) 議案第3号 平成25年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算

(4) 議案第4号 平成25年度七飯町介護保険特別会計予算

(5) 議案第5号 平成25年度七飯町下水道事業特別会計予算

七飯町水道事業会計予算

2. 審査の経過
平成25年3月11日、12日、13日、14日、15日、19日、21日の7日間、委員会を開催し、町長、副町長、担当の課長、局長及び参事の出席を求め、審査を行った。

3. 審査の結果

当委員会に付託された7議案について、慎重に審査した結果、議案第1号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第2号から議案第7号まではいずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、予算執行にあたり町理事者に次の事項について申し入れすべきと合意があったので、付帯意見等として申し入れをする。

4. 付帯意見等

【総括的事項】

本年度の一般会計予算は、91億円で前年度予算と比較して4千万円の減少となっている。

歳入では、町税で前年度と比較して187万6千円が増加しているが、たばこ税で2

千805万7千円、軽自動車税で82万3千円増加している一方で、町税の根幹を占める町民税で1千309万2千円、固定資産税で1千243万7千円減少しており、町民税の減少は、長引く景気低迷によるものである。

また、地方交付税で1億円、国庫支出金で3千138万9千円減少しており、前年度と比較して5千710万9千円少ないものの4億7千371万円の基金繰入れを行わなければならない予算編成となっており、依然、地方財政は厳しい状況である。

歳出では、前年度と比較して一般行政経費で4千272万6千円、投資的経費で1億5千143万7千円、その他の経費で781万2千円減少しているが、義務的経費では1億6千197万5千円増加し、特に、扶助費で1億5千346万円の増加となっている。また、特別会計・企業会計への繰

出金が前年度と比較して1千226万3千円増加し9億8千672万9千円となっている。

なお、投資的経費の減少は青少年センター・ユートピア大沼の解体工事、土木車

両の購入が完了したことなどによるものである。

総体では、自主財源比率が42.6%で前年度と比較して0.8ポイント上昇しており、好転しているように見受けられるが、経常収支比率も89.5%で前年度と比較して1.4ポイント上昇しているため、町財政の硬直化が懸念される。

国においては、大規模な経済対策を講じているが、地域経済は、すぐに好転することは考えられず、今後、消防庁舎、学校施設、給食センターなどの大型事業も控えていることから、予算の執行にあたっては慎重かつ効率的に執行することを望むものである。

【個別的事項】

(1) 廃棄物収集については、平成25年4月1日より既存の協業組合に2社が加盟し、七飯町内の5社全ての一般廃棄物収集業者が加盟した協業組合となることが決定している。

町は、以前から町内の一般廃棄物収集業者が一本化し、組合が設立された場合には、収集区域を6工区から5工区に減区し、併せて、

経費の節減を図ることを説明している。

町は、協業組合が平成24年9月ごろから5社の一本化を念頭に協議していかなくてはならないことを承知しているにもかかわらず、一本化に向けての相談などは行っておらず、協業組合任せとしており、町が果たすべき役割を担っていないといったといわざるを得ない。

塵芥収集委託料の平成25年度予算は、昨年同様に6工区分で計上しているが、過去の経緯を踏まえて、町

が協業組合の一本化に向けて、相談業務を行っていた場合には、一般廃棄物収集業者と共通認識のもと、町民に対しても工区の見直しによる収集日の変更などが十分に周知徹底を図ることが可能であったといえる。

当委員会の審査において、町は、6工区を5工区に減区した場合には約850万円の委託料が減額になることを説明しており、6工区から5工区に移行する時期について、町理事者側の答弁が二転三転し、審査に混

乱を招いたことは誠に遺憾であり、結果的に議会はもちろんのこと、一般廃棄物収集業者をはじめ町民が不信感を抱くこととなる。

ごみの収集業務は、町民の日常生活に大きく影響するものであり、町は、事前に十分な計画を策定するべきであり、今後も、計画的な執行により経費の節減を望むものである。

(2) 平成25年度において峠下地域に学童保育クラブが新設されるが学童保育クラブと放課後子ども教室については、小学1年生から小学6年生までの児童を対象とした総合的な放課後児童対策を望むものである。

なお、平成25年度一般会計予算を反対した委員からは、木造住宅耐震診断補助金として3棟分25万8千円が計上されているが、平成22年3月に策定した七飯町耐震改修促進計画では平成27年度まで公共施設とともに民間住宅の耐震率を90%にするを目標に掲げており、町民が安全に安心して暮らせるまちづくりを目指すためには、不十分な予算計上であるとの意見があった。

平成25年度各会計予算

会計名	予算額
一般会計	91億0,000万円
特別会計	69億8,520万円
国民健康保険	35億4,000万円
後期高齢者医療	3億7,900万円
介護保険	20億0,600万円
下水道事業	10億4,220万円
土地造成事業	1,800万円
水道事業(企業会計)	7億2,046万円
合計	168億0,566万円

平成25年 出席状況一覧表

開会日	小松義光	神崎和枝	牧野喜代志	坂田邦彦	木下敏	佐野史人	林秀樹	青山金助	坂本繁	上野武彦	中島勝也	平松俊一	長谷川生人	中川友規	日下部雅一	畑中静一	横田有一
3月6日	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3月7日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3月8日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3月11日	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3月22日	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○

※判定 ○=出席、×=欠席、△=遅参・早退・中座、公=公務、忌=忌引